

京都市告示第414号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成25年1月18日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市醍醐駐車場	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都醍醐センター株式会社	平成25年4月1日 から平成29年 3月31日まで
京都市嵯峨鳥居本町並み 保存館	京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町17番地 嵯峨野保勝会	同上
京都市醍醐交流会館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都市醍醐交流会館コンソーシアム	同上
京都市久我の杜生涯学習 プラザ	京都市伏見区久我東町216番地 久我の杜生涯学習プラザ管理運営 協議会	同上
京都市景観・まちづくり センター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅 湊町83番地の1 公益財団法人京都市景観・まちづ くりセンター	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)